

年次調査のための報告書

(有機加工食品の生産行程管理者)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤 修 殿

記入日 年 月 日

名称及び代表者氏名				印
認証番号				
住所もしくは所在地				
電話		ファックス		
連絡担当者				
E-Mail				

* 認証生産行程管理者には、年一回以上、監査を受けることが義務付けられています。この監査を、年次調査と呼んでいます。

* 年次調査予定月の前々月の 10 日を目途に、必要事項を記入し提出してください。

1、変更の有無についての報告

認証後もしくは前回の調査以降、下記項目についての変更の有無を記入してください。変更がある場合、変更点を明確にして、新しい内容を示した書類を添付してください。

項目	変更の有無		変更した場合で添付する書類の名称
生産に係る施設（製造場、冷蔵庫など保管施設を含む）	変更有り	変更なし	
代表者	変更有り	変更なし	
生産行程管理責任者	変更有り	変更なし	
生産行程管理担当者	変更有り	変更なし	
格付責任者及び担当者	変更有り	変更なし	
格付を予定する農林物資（農産物の名称で記入）	変更有り	変更なし	
内部規程の見直しを行いましたか	実施	未実施	*変更の有無ではなく、見直しを実施したか否かを記載してください。
見直しの結果、下記の規程の変更が必要となりましたか			
生産管理に係る内部規程	変更有り	変更なし	
格付規程	変更有り	変更なし	

II、製造・格付した商品のクレーム等に関する報告

格付した商品へのクレーム件数	主たるクレームの内容

III、格付の実績についての報告

商品の区分	商品名	規格	総格付点数	総量 (単位はk l もしくはkg)	集計の期間

欄が不足する場合、別紙で作成してください。商品の区分は、追記1：認証製造業者が格付の実績を行う場合の商品の区分を参照。

IV、JAS 証票の管理について

集計の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
前期末残（前回報告時集計の最終残）	枚
今期総印刷枚数	枚
今期総使用枚数	枚
廃棄ロス等処分した数	枚
期末（集計期間の最後）在庫数	枚

V、関連の質問

1. 秤の校正はどうしていますか。（該当箇所に○）

- 2年に一回の検定を受けている
- 分銅などにより適正な目盛を示すことを確認している
- 何もしていない

VI、商品及び生産の方法について添付する記録

製造した有機食品の各商品について、最近時の製造日を選び、その日の製造に関する記録を添付してください。

①特定の製造ロットをサンプリングし

当該ロットの原料の受入、保管の記録

当該ロットの製造の記録（機械・器具の洗浄の記録を含む）

当該ロットの格付の検査及び格付の記録（検査記録が各行程の管理記録に記載されている場合は当該ロットの記載を含む格付記録のみで良い）

当該ロットの出荷の記録

当該ロットの格付時の使用が記載されている JAS マークの受払い記録

②防虫・防鼠の記録（7月～9月の実施記録提出のこと）

③使用しているすべての有機商品の表示サンプル

（例えば豆腐の場合、表示がおこなわれている天面のフィルム。茶の場合は袋など）

*コピーや写真でもかまいませんが、JAS マークの実際の大きさがわかることと記載している文章などがすべて読めるようにして下さい。

*JAS マークを単独で印刷されている場合は、JAS マークのサンプル。

④今年の生産（製造）計画

追記 1：認証生産行程管理者および製造業者が格付の実績報告を行う場合の加工食品の区分

(2013年改訂、2013年分類)

- ① 冷凍野菜
- ② 野菜びん・缶詰
- ③ 野菜水煮
- ④ 野菜飲料
- ⑤ その他野菜加工品（乾燥果菜類、若葉加工品を含む）
- ⑥ 果実飲料
- ⑦ その他果実加工品（ドライフルーツ、ジャム等）
- ⑧ 茶系飲料
- ⑨ コーヒー飲料
- ⑩ 豆乳
- ⑪ 豆腐
- ⑫ 納豆
- ⑬ みそ
- ⑭ しょうゆ
- ⑮ 食酢（バルサミコ酢を含む）
- ⑯ 小麦粉
- ⑰ その他の麦粉（ライ麦粉等）
- ⑱ パスタ類
- ⑲ 米加工品（発芽玄米、もち、せんべい、米ぬかを含む）

- ⑳ その他穀類加工品（シリアル、パン、麦茶等）
- 21 ごま加工品
- 22 ピーナッツ製品（落花生油を除く）
- 23 その他の豆類の調製品
- 24 乾めん類
- 25 緑茶（仕上茶）
- 26 その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）
- 27 コーヒー豆
- 28 ナッツ類加工品（甘栗を含む）
- 29 こんにやく
- 30 食用植物油脂（オリーブオイル、ごま油を含む）
- 31 砂糖
- 32 糖みつ・その他の糖類（メイプルシロップを含む）
- 33 香辛料（ハーブティーを含む）
- 34 牛乳
- 35 畜産物加工食品（34 以外）
- 36 その他の加工食品（①～35 以外の加工食品）

以上

有機中央会申請書式12-30第11版 年次調査のための報告書有機加工食品の生産行程管理者
改訂履歴

第1版 2000年6月18日 制定

第2版 2003年12月20日 変更の有無の項目を変更：認証委員会決定

第3版 2005年3月 加工食品の区分の変更

第4版 2005年5月 理事長の交代

第5版 2006年2月20日 改正JAS法施行にともない改訂

第6版 2007年8月14日 改正JAS法にもとづく再認証終了者のことを考慮した文言を挿入

第7版 2008年4月1日 加工食品の区分を2007年版に変更

第8版 2006年改正JAS法による認証取り直しに関する意思の確認に係る項目を削除、「有機農産物
加工食品の製造業者」を「有機加工食品の生産行程管理者」に表現を一本化、「品質管理担当者」を
「生産行程管理担当者」に、同様に「品質管理責任者」を「生産行程管理責任者」に文言を一本化

第9版 担当者やE-Mailなどの欄を加える。その他わかりにくいところを修正。秤の校正の質問を追
加。

第10版 (2013年7月31日改訂)

生産に係る施設の質問の項の訂正。(製造場、冷蔵庫など保管施設を含む)を明記

製品の分類を2013年版に改訂

第11版 2018年3月31日改訂 4月1日からのJASの改正施行への対応